



平成 21 年 1 月 30 日

各 位

菊池プレス工業株式会社
代表取締役社長 菊池 俊嗣
(JASDAQ コード番号 5970)
問い合わせ先
取締役兼常務執行役員 原 茂 男
TEL 042-552-1610

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に関し、平成21年1月30日開催の取締役会において、下記の通り一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の事業運営が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、監査役による監査のほか、コンプライアンスオフィサー、コーポレート・ガバナンス委員会を設置して、実効性ある内部統制システムを構築し、事業活動推進に当たり関係するさまざまな法令や定款を遵守する体制を確立するよう努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクに適切に対処できる事業運営体制を構築するため、リスクマネジメントオフィサー、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、危機管理に関する規程や組織体制を整備する等、リスクマネジメントに関する諸施策を推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営環境の変化に柔軟に対応し、経営意思決定の迅速化を図るため、取締役会を将来に向けての経営方針、戦略の決定機関及び業務監督機関として位置づけるとともに、業務執行の迅速化と責任の明確化を図り、執行役員制度を活用する。

取締役会は、定時又は必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた事項の決議及び重要な経営意思決定を行うほか、各取締役及び執行役員から業務に関する報告を受け、監視、監督機能を果たすと同時に、取締役の任期を1年とすることにより、経営環境の変化に対応して機動的な経営体制を構築する。

取締役会において選任された執行役員は、取締役会の決定した方針、戦略に従い、代表取締役社長から委譲された権限の範囲内において担当業務を執行し、必要に応じて代表取締役社長へ執行状況を報告するほか、取締役会及びその他会議に出席し、担当責任者として業務の進捗状況、結果等の報告をする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「菊池プレス行動指針」を定め、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業倫理の向上に努める。

代表取締役社長直属の組織である監査室を置き、監査役と連携した各部門に対する内部業務監査の充実を図る。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的運営を実施し、子会社または関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社からの取締役及び監査役が非常勤の役員に就任し、または、執行役員等が役員に就任する等、業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、さらに、日常の業務執行に関する定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

7. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、当該監査業務を補助する専任の使用人を置き、その補助を行わせることができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の補助を行っている使用人に関する人事権の発動については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、企業倫理改善提案窓口情報を含め、企業活動における法令や会社規程違反、行動指針違反、及び社会常識とかけ離れる行為に関する事実を知った場合には、コンプライアンスオフィサー及び総務担当取締役を通じて、適時監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役と可能な限り意見交換を行い、常に意思の疎通を図るものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序を乱したり安全を脅かしたりする恐れのある、反社会的勢力の団体とは毅然とした態度で接し、不当請求には一切応じない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、社員の基本的な行動規範である「菊池プレス行動規範」において、反社会的勢力との関係の排除を行動指針として示し、その周知徹底を図る。

反社会的勢力への対応は総務部が統括し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、拒絶の意思を反社会的勢力に対して明示するとともに、速やかに所管の警察署へ通報する。

また、平素より警察や外部専門機関が主催する連絡会等へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図るとともに、それら専門機関との連携体制の確保に努める。

以 上